

第 22 期第 28 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録

令和 6 年 12 月 4 日

第 22 期 第 28 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 6 年 12 月 4 日（水） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁別館 7 階 第 2 会議室 B（静岡市葵区追手町 9－6）

3 議 題

（1）諮問事項

- ア 静岡県資源管理方針の変更について（かたくちいわし） 資料 1
イ 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし、かたくちいわし）に関する令 資料 2
和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について
ウ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 6 管理年度 資料 3
における知事管理漁獲可能量の変更について

（2）報告事項

- ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について
イ ひき縄釣の新たな承認制度について 資料 4

（3）その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	日吉 直人	内山 希人
	高田 充朗	金指 治幸	原 剛	渡邊 俊了
	鈴木 伸洋	田口さつき	安間 英雄	眞鍋 淳子
	影山 佳之			
欠 席 委 員	西原 忠	李 銀姫	三浦 綾子	
水産・海洋局	山下 啓道	吉野 晃博		
水産資源課	松山 創	永倉 靖大	椀 亮介	
事 務 局	伊藤 円	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 28 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、西原委員、李委員、三浦委員は、欠席の報告をいただいております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、御説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。先ず、会場についての注意事項を申し上げます。こちらの会議室は飲食可能となっておりますが、電子機器を多く置いてあります。そのため、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。はじめに、ご自分の所属とお名前を述べてから御発言いただきたいと思います。

それでは私からです。伊豆漁協稲取の鈴木です。漁模様は毎回同じです。これ以上、下はないくらいです。その中で、夜釣りの子ムツの漁に出た仲間は、大漁ではないですが、そこそこに釣っています。天候も相変わらず安定しなくて、風が強くて休みの日が多いです。以上です。

では、内山委員お願いします。

○内山委員

浜名の内山です。遠州灘のシラス漁ですが、相変わらず量は少ないです。1 回出ても、平均が 10 万円以下のことが多いです。網入れをせずに帰ってくる船もあります。燃料費との採算が取れなくて、1 日出ては 3 日休みという日々が続いてお

ります。

浜名湖内ですが、カキの生育が海水温の関係か遅れています。ノリも同様です。12月1日からシラスウナギの漁が解禁になりましたが、今のところ、あまり獲れたという報告はありません。以上です。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。10月からトラフグの漁が始まりました。量はよいのですが、サイズがかなり小さくて、10月の初めは放流サイズのものが結構混じっている状態で、単価もすごく安いです。11月の前半には、2kgサイズだと8,000円、9,000円くらいで、1kg未満のサイズは2,500円くらいまでいきましたが、今週の月曜日出まして、また小さいトラフグが回ってきてまして、それが10月の初日と同じ900円台まで下がってしまいました。大きい2kg前後のサイズでも5,000円ほどです。

量自体は見込めるのですが、単価は上がらないという状態です。これから寒くなって、どんどんフグが肥えてくれば、値が安定して高値になるのを期待しております。今年は大漁でも、安値という状態です。以上です。

○橋ヶ谷委員

小川漁協の橋ヶ谷です。伊豆沖のサバ漁ですが、前回から2か月あまりの期間、報告できることがありません。壊滅的な状態です。

調査に出て、ソナーなり魚群探知機なりかければ、反応はあるのですが、集魚灯をつけて餌をまいても、消えてしまってそのままです。今日も昼過ぎに出航していましたが、千葉県と伊豆の船は様子見で行かなくて、私のところも11月の下旬は2週間ほど休漁していました。

1つ言いたいことは、水産庁なのか分かりませんが、水温が高いから魚が獲れないと言いますが、私はこの場で、水温は高いですがストライクゾーンの高めと言ってきましたが、今はそのときより8℃くらい水温が下がりましたが、下がったら余計に悪くなりました。水温が下がったら獲れると言った人は、この状況をどのように説明するのか。この場にいれば聞いてみたい感じです。今年も1か月切りましたが、期待もないです。来年に期待です。以上です。

○高田委員

いとう漁協の高田です。キンメダイについては、風も悪く量も少ないです。先ほど会長の言ったように、夜ムツがいくらか顔を出して、大漁ではないですが、そこそこの日当を稼ぐくらいです。

市場の方では、橋ヶ谷委員がおっしゃたサバですが、このところは増えてきて、定置に 200～300 kgほど入るのですが、一時は1つの定置でサバが10匹ほどというときもありました。自分の知っている限りでは、30℃でもサバが獲れていたのが、今は30℃以下になってもサバがいないです。この伊豆東岸を含めて、サバが来遊していないという状況なのかなと思います。

沖で探索するにも何隻かあればよいのですが、一隻では群れが見つからなければ一晩中走り回ることになると思います。今聞いていて、厳しいだろうなと思いました。以上です。

○金指委員

沼津内浦の金指です。自分は県知事許可でまき網をやっています、内浦では3か統あります。うちは辛うじて、他の2か統と比べると、船も大きくて人数もいるので、なんとか沖へ出て漁ができています。沼津の市場や仲買人さんからの期待が大きくて、なんとかやっていますが、かなりきつい天候での商売で、小春日和という天候が1日もなくて、秋まで北東の風でどうしようもなく、昨日からは急に冬型の西の風で駿河湾は爆風です。小川さんも沼津さんも、なんとかしてくれと言うことですが、この天候で、他の2か統は危険だからと休みです。期待があるから、高く買うからという中で、なんとか頑張っています。操業といい、魚群といい、とても厳しい状況です。

シラスの方は、ほとんど獲れない状況で、もう廃業かなと考えている人もいます。定置は、潮流も早くて、大した量もなく、これからのことを案じています。

県知事許可でない大型船は、いろんな漁場に行って獲るので、良い話しか聞きませんが、湾内の県知事許可の漁船漁業は大分苦しい状況です。以上です。

○原委員

由比港の原です。サクラエビですが、先月頭から漁が始まって、10日くらいの操業で合計93トン獲れました。この後

の予報を見ると、冬型が強くなって、その後雨で北東の風で、西の風というところで、あと何日出れるのかというところです。あと3週間しか漁期がなくて、最終日が25日ということで、去年の秋漁の水揚げが225トンくらいだったと思いますが、現状93トンで、せいぜい獲っても、もう100トンと思っています。

根拠はなくて、なんとなく漁師としての雰囲気ですが、去年よりサクラエビがいないのかなと思います。無理して獲らない方がよいと感じています。以上です。

○鈴木会長

皆様、ありがとうございます。相変わらず嬉しくなるような話はありませんが、今年も残すところ僅かです。まずは安全操業で、年明けの海区では皆が喜ぶような発表を期待しています。

それでは、本日の議事録署名人を、**金指委員**と**鈴木伸洋委員**をお願いいたします。今回も、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとし、時間が来たら、その後の区切りの良いところで、10分程度の休憩を取ります。委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行に協力いただきたいことをお願いして議事に入りたいと思います。

それでは最初に、諮問事項ア **静岡県資源管理方針の変更について**、事務局から説明をお願いします。

○樫技師

静岡県資源管理方針の変更について御説明いたします。まず、配付資料の説明をいたします。1ページ目が説明資料、2ページが知事から海区会長あての諮問文、3～13ページが方針の変更案にかかる新旧対照表、14～37ページが方針の変更案の全文、38、39ページが参考資料として、TACステップアップ管理の説明資料と漁業法の根拠条文抜粋を添付しております。

まず、1ページの1番上の欄、「資源管理方針について」を御覧ください。資源管理方針について、説明いたします。令和2年12月1日に施行された改正後の漁業法では、水産資源の持続的な利用を確保し漁業生産力を発展させるため、資源管理を適切に行う必要があることが謳われており、農林水産大臣は漁業法第11条に基づいて資源管理基本方針を、都道府

県知事は漁業法第 14 条に基づき国の資源管理基本方針に即した都道府県資源管理方針、いわゆる県方針を定めることとされ、静岡県は令和 2 年 12 月 1 日に、本県の状況を反映した県方針の本文を制定いたしました。

この県方針には、本文に加えて特定水産資源、いわゆる TAC 魚種について県内の数量配分の基準や漁獲量の管理の手法を定めるほか、TAC 魚種以外の魚種についても、沿岸漁業における自主的な資源管理の考え方や手法等を定めることとされ、別紙 1 には TAC 魚種、別紙 2 には TAC 魚種以外で国の MSY ベースの資源評価結果が公表され、かつ資源管理の目標が定められた魚種、別紙 3 にはそれ以外の魚種について記載することとされております。

なお、令和 2 年の漁業法改正に伴い、別紙 1 に記載の TAC 魚種について、新たな魚種や資源が対象となっております。今回の方針変更の対象となるカタクチイワシ太平洋系群の他にも、全国的に様々な魚種や資源が TAC 魚種へ指定、または指定への検討がされております。こちらの漁業法改正以降に、新たに TAC 管理に移行する資源につきましては、その導入にあたりステップアップでの管理を行います。ステップアップ管理については、資料の 38 ページを御覧ください。

資料について、簡単に説明いたします。こちらの資料は、ステップアップ管理に関する水産庁の説明資料になります。資料の 1 番上、点線で四角く囲われている部分を御覧ください。こちらの、上から 1 つ目のポツに記載のように、新たに TAC 魚種に指定される資源については、TAC 管理導入当初の柔軟な運用と課題解決を図るため、ステップ 1 から 3 までの 3 段階のステップアップ管理が導入されます。

続いて、その下の表を御覧ください。3 段階のステップアップのうち、ステップ 1 の段階では、TAC 報告が義務化され、その報告状況の確認や情報収集体制の確立、資源ごとでの特異的な課題の解決などが行われます。なお、この段階になった時点で TAC 魚種となります。ステップ 2 では、ステップ 1 の取組に加え、都道府県等への配分が試行され、その上でステップ 3 に向けての管理の運用が検討、試行されます。ステップ 3 になると通常の TAC と同様の管理となり、正式な TAC の設定、都道府県等への配分、採捕停止命令等が実施されま

す。各ステップの間には、意見交換会やステークホルダー会合、水政審が行われ、それらを経て通常の TAC 管理となります。今回の変更の対象となるカタクチイワシ太平洋系群につきましては、令和 7 年 1 月よりステップ 1 での管理となります。

資料下段の表のステップ 1 の欄を御覧ください。表の中段付近、TAC の配分、漁獲が積み上がった場合の対応においては、ステップ 1 では漁獲可能量が国一括での管理とされ、具体的な数量配分は設定されません。また、漁獲が積み上がった場合でも採捕停止命令は行わないこととなっております。なお、国一括管理であるため、この後、議題の 2 で説明があります静岡県知事管理漁獲可能量の設定では、カタクチイワシ太平洋系群については、国全体総量のうち数として配分が示されます。以上が、ステップアップ管理についての説明となります。

それでは、資料 1 ページにお戻りください。資料中段の変更内容について説明いたします。今回の変更の内容については、現在の方針において、別紙 3-9 に定められているカタクチイワシ太平洋系群について、TAC 魚種に令和 7 年 1 月 1 日から指定されることに伴う、方針別紙 3 から 1 への位置づけの変更及び字句の軽微な修正です。

方針の変更内容について、詳しく説明させていただきます。まず、資料 11 ページの新旧対照表の左側の旧の欄を御覧ください。現在の方針では、こちらの別紙 3-9 において、カタクチイワシ太平洋系群が定められております。変更後の方針では、こちらの記載は削除し、カタクチイワシ太平洋系群については別紙 1 への移動となります。

別紙 1 については、資料 4 ページの新旧対照表の新しい欄を御覧ください。こちらに、カタクチイワシ太平洋系群の別紙 1 の記載案を示しています。こちらについては、現行の TAC 魚種の別紙の記載内容にならっております。なお、カタクチイワシ太平洋系群では、稚魚であるシラスは本資源には含まないため、第 1 の特定水産資源の欄については「体色が銀色のものという」という文言を追加しております。

次のページに進んでいただき、記載案の 1 番下、第 5 のその他の重要事項については、先ほど説明しました TAC 管理移

行に伴うステップアップ管理についての記載をしております。

続いて、資料 8 ページの新旧対照表の新しい欄にある別紙 3-5 しらす静岡県周辺海域を御覧ください。先ほど述べましたように、シラスはカタクチイワシ太平洋系群には含まれませんが、国の基本方針のカタクチイワシ太平洋系群の別紙においては、「シラスの漁獲努力量を現状より増加させないように努める」旨が規定されます。そのため、県の方針においても同様に記載をします。静岡県では、こちらの別紙 3-5 において、しらす記載されているため、第 3 の漁獲可能量以外の手法による資源管理に関する事項においては、下線部の「漁獲努力量を現状より増加させないように努める」旨を追加で記載します。

以上が変更の主な内容になります。新旧対照表にあるその他の変更事項については、字句等の軽微な修正と別紙番号のずれの修正になります。

それでは、資料の 1 ページにお戻りいただき、県方針の変更履歴を御覧ください。県方針の変更について、今までの履歴を記載しております。続いて、その下の施行日等を御覧ください。今回の変更について、海区で了承が得られた場合は、国の承認を経て施行、公表します。施行日については、令和 7 年 1 月 1 日までを予定しております。公表の際は県公報に告示するとともに、県ホームページ上でも公表する予定です。なお、県広報の告示については、資料 3～13 ページの方針変更の新旧対照表を記載して告示する予定です。その際字句等に軽微な修正があった場合については、事務局に一任していただきたく存じます。

それでは、最後に 2 諮問事項についてです。漁業法第 14 条第 9 項の規定に基づく静岡県資源管理方針の変更について、同条第 4 項の規定に基づき諮問いたします。変更の内容は、カタクチイワシにかかる方針の一部変更についてです。説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、新たにカタクチイワシが TAC 魚種になるということで、カタクチイワシに関する資源管理基本方針の変更について、御審議をいただきました。

いと思います。

○鈴木会長

ただいま、県当局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○内山委員

浜名の内山です。私もシラス漁をやっておりますが、これは前々から来るかなと思っておりましたが、資料８ページに記載のように、シラスの漁獲努力量を現状より増加させないということですが、それなりに漁獲量に幅があります。漁獲が減った場合、この量が縮小するかどうか、漁業者に対する制限や規制が強化されるかが心配です。教えてください。

○樫技師

シラスに関しては、資源評価において、初期減耗の段階であるため、カタクチイワシの資源の中には含まれないとされています。ただし、管理をする中で、シラスを獲りすぎることを抑えるために、このような記載をしており、すぐに規制されることはないです。

○高田委員

定置や他もそうかもしれませんが、マイワシとカタクチイワシとウルメイワシが混ざった場合、TAC 魚種になると分けられないといけないと思いますが、それはどうなのでしょう。現場サイドでは、なかなか分けられないと思います。この話は、全国どこでも出ていると思います。

○樫技師

法律的には分けて報告する必要があります。

○鈴木伸洋委員

トロ箱に入っている魚を全て分けるなんて無理ですから、こういう現場の意見は、水産庁に伝えていかないといけないと思います。

○内山委員

マイワシのときも言ったかと思いますが、現場と考えていることは違うと思いますので、現場は混乱すると思います。

- 金指委員 無理なことは反対するべきだと思います。
- 内山委員 現場の意見を聞き取っているのか疑問です。
- 樫技師 TAC 管理に移行する中では、ステークスホルダー会合や意見交換会等で、漁業者の意見も反映された中で TAC 管理への移行が決まっており、水産庁も検討はしていると思います。
- 金指委員 この会議で賛成すれば決まるということですよ。反対意見が出た場合は、どうするんですか。
- 鈴木会長 納得するまで、説明してもらえないです。
- 安間委員 うちのところでは、シラスをやっていて、アユが混獲されてしまったことがあって、それは駄目だから罰則された例があるか当局に聞いたら、罰則されたことはありませんという回答だった。
- 鈴木会長 現実として、混獲した場合に 100%選別することは、ほぼ不可能だと思います。それを分けて報告する場合は、できないものはできないでよいのか、見た感じでの割合分けての数量報告でよいのですか。
- 樫技師 本来であれば正確な数量の報告をお願いするところですが、分けられないのであれば、大まかなものを報告いただければと思います。そんなに大きい数量でなければというところですよ。
- 真鍋委員 2つ教えてください。4 ページの別紙 1-8 の第 1 のところに、カタクチイワシ太平洋系群「体色が銀色のもの」とありますが、これは成魚を見分けるためのものですか。カタクチだけが成魚で銀色になるのでしょうか。
- また、あんなに沢山いたカタクチイワシがなぜ TAC の対象となったのかという、そもそもを教えてください
- 内山委員 銀色とありますが、田作りなどのイワシより少し小さいも

のは、どちらに分類されるのでしょうか。

○樫技師

まず、体色が銀色のものについては、成魚と稚魚を区別するために定義しているものです。

カタクチが TAC 対象になった理由については、漁獲量が多く、資源評価が行われていて、TAC で運用していけるものというところを水産庁が判断して決めています。単純に漁獲量が減ってしまったから TAC 化するわけではないです。

○高田委員

伊豆の方だと、カタクチイワシが減っています。全然獲れないです。愛知の方のパッチ網とかはカタクチの専獲なのでよいかもしれませんが、混獲ですと選別ができないです。

○真鍋委員

資源評価ができているというのと、皆さんが言っていることが全然違うのかなと思いました。

○高田委員

現場と違うということだと思います。

○鈴木伸洋委員

私の方からちょっとお願いします。まず、TAC というのは資源が減っているからやるのではなく、新しい漁業法では資源管理の方法として TAC とするというのが方針です。将来的には全ての魚種にかかってくるものです。今回のカタクチイワシについては、ある程度の資源管理手法や系群が分かっているので、はっきり言うと TAC として取り組みやすい魚種からやるということで、イワシがその対象になってしまったと思います。

先ほど、漁師の委員からもあったように、カタクチやウルメは混獲されることが多く、それを現場でしっかり分けることは難しいと思います。その点について、水産庁にしっかりと行って欲しいと思います。

TAC というのは、そういう思想なので、論理的にもそういうことをしっかりとやらないといけません。現場との乖離の部分は、行政も含めて解決していかないとはいけません。新しい漁業法で TAC に移行することによって、イワシなどはこういった問題があるわけです。この混獲の問題というのは、他の魚種にもあると思います。TAC 管理をすることは必要な

んですが、それを漁師の人に全て押しつけるというのも酷だなという気がします。現場での作業もありますし、漁師さんも少ないのにどうやって仕分けするのかと。TAC の理念と現場との乖離があるわけですので、そういうことは水産庁に言っ
て欲しいと思います。

私だけの意見ですが、この件については保留したいと思います。これを通してしまうと、今後、こういう問題がまた起きると思います。これは、現場に合わせて、しっかりと水産庁に方針を立ててもらってから諮問してもらわないといけません。

それと銀色の話ですが、これは水産庁の方から、このような表現にするように指示があったのですか。

○樫技師

銀色の表現については、水産庁の指示です。

○鈴木伸洋委員

それで、わざわざシラスを除くとはしていないわけですね。シラスは稚魚ですね。銀色が成魚かと言われるとあいまいですね。ただし、シラスとするには大きい場合があって、見た目の銀色、すなわち鱗が形成されるかどうかで、それで仕分けをしようということなのですか。

○樫技師

見た目で分けられるようにするための表現です。

○鈴木伸洋委員

そこも TAC の方針と整合性がとれるのかという話です。生物学的には、成魚を守るのか、未成魚や稚魚を守るのかという議論になると思います。TAC 化する中で、色で判別するのも、先ほどの混獲の話も含め、生物学的にも資源学的にもあいまいだと思います。なぜ、このようなままで進めようとするのか分からないので、その点からも保留です。

もう一つ表現ですが、「する」を「させる」となっておりますが、この主語は誰ですか。漁師さんですか。資源を管理する当局ですか。もし漁師さんでしたら、この表現は使わないと思います。

○樫技師

県方針は知事が定めるものですので、主語は知事または県となります。

○鈴木伸洋委員 揚げ足とるようですが、旧の方は、なぜ「する」だったのですか。旧の方の主体は知事ではなかったのですか。

○樫技師 本来であれば、「させる」というところを「する」となってしまっていたため、今回修正しております。

○鈴木伸洋委員 分かりました。ここは大事なところで確認したかったので、ありがとうございます。

いづれにしても私個人としては、あいまいなところがあって、これをそのまま通すと、他の魚種でも同じ問題が出てきますので、水産庁である程度の方針を示した上で、諮問していただきたいと思います。

○真鍋委員 混獲してしまった魚はどうするのですか。捨てなければいけないのですか。水揚げしてよいのです。

○鈴木会長 イワシについては、捨てる必要はないです。水揚げした後にに分ければよいということです。

○真鍋委員 獲ってはいけないということではないのですね。

○影山委員 魚種が違えば、別の魚種の TAC として報告するだけのことです。

カタクチイワシの TAC での対応は、大変問題があると思います。今もいくつかの御意見が出たと思いますが、簡単に具体的な方法が決められるものではないと思います。スケジュールも出ていますが、それに則って簡単に処理すべき問題ではないと思います。

他のイワシも同様なことがあると思いますが、非常に広域に分布して回遊します。海流や海洋環境などによって分布も漁場形成の状況も変わってきます。いくつかの漁業種類で利用しています。当然のことながら黒潮大蛇行でシラスが獲れない状況が何年も続いています。そういった生態もあり、また獲る漁業も多岐に渡っていて、漁場の範囲、どの成長段階を漁獲するかも変わります。そのような状況ですので、相応しかりとした考えを築き上げないと、漁業種類別の割当

ては決められないと思います。

さらに、イワシは他の魚の餌になるわけです。海の生産を支える魚の中では下位にいて、捕食される量が非常に多いわけです。MSY の理論でいえば親を残せば子が増えますけど、本当はどうなっているのかは簡単には分かりません。シラスだって場所が動けば、カツオが食べたりクジラが食べたりするわけで、どれだけ捕食されているかの実態は分かりません。その中で、一方的に何トンまでと制限して、最終的な再生産を引き上げる効果があるのかどうか、そういう話はしっかり理解できていないと思います。そういうことを科学的に積み上げていかない限り、資源をどのように利用すればよいのかは、簡単に結論が出る話ではないと思います。

魚のこと、漁業の利用形態など多様な形があるのに、今の段階で一律に漁業種類別に割当てを決めるというのは、現場にはとても受け入れられないと思うし、受け入れるべきでもないと思います。弊害が大きくて、産業としてもプラスになるものではないと思います。

ぜひ、不都合が多いということ、国を含めて十分に主張して、いろいろな問題をしっかり検討した上で、割当てを決める方向へ導いていただきたいと強く思います。

○日吉委員

影山委員、貴重な御意見ありがとうございます。黒潮大蛇行が大きな原因という御発言があったと思いますが、誰も分からないと思います。すべて資源の減少を黒潮大蛇行に結びつけるのは、ちょっと過激だと思います。黒潮大蛇行が収まれば、定置もサクラエビもシラスもキンメも良くなるとは思いません。以前、原委員が黒潮大蛇行がサクラエビに関係するようなことを言っていましたけれど、由比のサクラエビは4年間徹底的に管理した結果、ちょっとした果実が実りました。

定置は広域的にあって、日本のいろんなところから情報が来ますけど、静岡はそこでも下なんです。北から魚が下ってきます。漁獲能力の高い大中まきの電子機器の発達はすごいです。影山委員の発言は漁業者側のことを思っていたいて、ありがたいと思いますが、電子機器が十年前とは全然違います。私は資源部会にも出ていますが、資源評価の中に電子機器の漁獲能力の影響を入れてくれと言っています

が、一切含まれていないです。この 10 年 20 年で探す能力はすごく上がりました。今は、船とか網とかではなくて、探す能力ですよ。サバとかは上で、北部太平洋で獲られるのですよ。カタクチもブリも同じだと思います。上の方で大きな漁業が取り尽くしています。サクラエビもそうですけど、シラスも親がいなければ減る。そうことが現場では行われていると思います。

数量管理ということがありましたけれど、定置は漁獲を制御できないので、これは非常に困ります。現行水準でやっていただけたらと個人的には思います。定置は多分、静岡県の中で一番若手がいると思います。若い人たちと仕事をしているので、今獲ればよいわけではないです。私たち定置漁業者は率先してブリの TAC に賛成しました。山陰まき網とかは少しブリを獲っていますが、今、北部太平洋の漁獲能力が高い船はブリを全然獲っていないです。ブリは巻きやすいので、獲り始めたら一瞬で終わると思います。TAC というのは次の世代につなぐものです。

水研の古い人たちは、レジームシフトがあると言います。今の日本にそんなものはないです。定置網は魚資源の百葉箱のようなものだと思っています。日本全国に 3,000 か統もあって、それを評価に入れてくれと再三言っています。

今までの水研の資源評価は漁獲だけでやっているもので、4、5 年前にサバの資源は復活したと言いましたが、今は一切伊豆諸島にはいないです。定置でのオアカを 8 トン獲ったのにサバは 25kg だけで、3 年前はありえないことが今起きています。全て大中まきのせいにするわけではないですけど、北部太平洋で獲れるサバがマグロ養殖の餌として売れるようになってしまい、これを 1 日 2 万トンも獲ってしまった。結局、伊豆諸島に産卵魚が来なくなってしまった。海のこととはそんなに簡単に語れることではないですが、その影響は中部太平洋に来ているのかなと思います。それは、金指さんにも影響はあると思います。

○金指委員

ちょっといいですか、日吉委員の意見を切るわけではないですけど、この場合は県の漁業調整委員会であって、北部太平洋の大型まき網を論じて、それを規制するわけではないと思

います。

定置というのは待ちの漁業ですよ。入ってくる魚がどれだけいるかというところで判断していると思いますが、まき網では、獲る獲れないで考えます。イワシが湾内に入ってきたときは相当な量が入ってきます。船は80トンが限度なので、それ以上は獲れないですが、一時期入ってきたとなれば、何千トンで、とても漁船漁業では獲り切れない魚が駿河湾に入ってくることもあります。一概に、まき網の電子機器が発達したからというわけではないと思います。

○日吉委員

カタクチが入ってくることはあるのですか。

○金指委員

今は入ってきませんが、何年周期で入ってくると言われています。何年か前は、カタクチが主力のときもありました。

○鈴木会長

ちょっといいですか。いろいろな意見が出てきましたが、これについては、令和7年の1月1日から指定されるということで、ここで出した意見を改めて水産庁に言って、それが変更される可能性はほぼないですよ。

○伊藤事務局長

TAC 魚種になるのは変えられないです。ただ、なぜステップアップ管理かというと、ステップ1でTAC報告の義務化とありまして、報告できないとステップ1が2年3年と続くと思います。先ほどの意見をTAC意見交換やステークスホルダー一合会で言わないと、そのまま進んでしまうと思います。

○日吉委員

ステップ1に来年入ることは決まっているのですね。

○伊藤事務局長

入ります。ただ、先ほどの混獲の問題などを言わないと、問題ないですね、ということでステップ2に進められてしまいます。

○鈴木伸洋委員

ここで議論するのは、静岡県の方針だと思います。国のことは、別で意見を言わないといけないと思います。静岡県の方針をこういう文面にする中で、今回の意見のような問題もあるので、そこも含めて明確にしないといけないと思

います。この方針は知事が示すわけですが、知事がしっかり理解していないと管理できないわけで、今指摘したようなことは、この文面からは分からないと思います。静岡県の漁業方針としても、そこら辺を明確にしないといけないと思います。

○伊藤事務局長

先ほど、影山委員のおっしゃた漁業種類別についてですが、漁業種類別に分けることは決まっているわけではないです。あくまでもシラスは、資源評価しても親子関係は分からないからシラスは外すということだけが決まっています。

○日吉委員

シラスについては、私はこのステークスホルダー会合に出ましたが、他県はすごい言っています。シラスは他の魚が食べる割合が多いから外れているわけです。ですが、シラスを獲っていない県は、管理に入れろとすごい圧力で言ったわけです。シラスは抵抗した方がよいと思います。ステップ1に入ったら動きませんので、ステップ1に行く前のブロック会議やSH会合で言うしかなかったわけです。静岡のことを思えば、シラスが入らないような働きかけを、県と漁業者でした方がよいと思います。

○伊藤事務局長

シラスに関しては、資源評価の段階で評価できないとされておりますので、その前の段階かと思います。

○日吉委員

ところがですね、漁獲量でできるという研究者もいるわけです。だから、油断しては駄目です。静岡県では主要な漁業ですので、資源評価できないから活動しなくてもよいわけではないと思います。シラスが管理に入ってしまったら、相当な痛手になるので注意して欲しいです。

○鈴木会長

他にございませんか。これは、国の方針に基づいて県の方針が決まるわけだと思うのですが、県の方針を多少なりとも変更することはできるのですか。

○梶技師

県方針の別紙1に載っている魚種については、国の基本方針に載っている魚種ですので、それに則した形で定めること

とされておりますので、大きく文言を変えることはできないです。

○田口委員

大臣許可漁業については漁獲可能量による管理ですが、静岡県は漁獲努力量による管理にすることは可能ですか。現行水準の配分であるうちは、漁獲努力量の管理でいけるのですか。

○伊藤事務局長

それはそうなります。静岡県のカタクチの漁獲量は全体からするととても少ないので、現行水準になると思います。漁獲を増やさないで、目安数量を超えないようにしてくださいということになります。

この後の議題で出ますが、マイワシやサバも静岡県の漁獲量は全体から見ると獲っている量はとても少ないので現行水準となります。数量明示はマグロだけです。

○鈴木伸洋委員

今は、漁獲可能量以外による手法によって、管理しているわけですね。

○伊藤事務局長

そうです。静岡県は現行水準ですので、目安数量をちょっと超えたからといって採捕停止命令が出るわけではないです。

○真鍋委員

混獲の話がありましたが、カタクチイワシなどの混獲された魚種はどのように流通しているのですか。

○金指委員

ウルメイワシとマイワシはコンベアで船員が選別しています。カタクチは小さいので、コンベアの目を調整して、小さいのを落として選別しています。10人とか15人とか、各船員が手作業で種類別に分けていますが、全てを分けられるわけではないです。

○真鍋委員

それが水揚量として出てくるわけですか。

○金指委員

そうです。それで流通しています。ただし、時間はかかります。

○真鍋委員

定置網も同じように選別するのですか。

○日吉委員

定置でも選別しています。分けないと値段が出ないので。

○鈴木会長

審議の途中ですが、一旦休憩します。10 分後に再開します。

(休憩)

○鈴木会長

それでは再開します。いろいろ意見が出ましたけども、この方針を再度変更するとなると、変更したものを国にあげて、国からおりてきて、また新たに審議するとなるわけです。そういうレベルの時期まできているわけです。いろいろな意見がでましたが、これを元に戻すことは不可能だと思います。それを踏まえて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございます。今日の内容については、上に伝える機会がありましたら、必ず伝えてください。現場の意見があることを強く報告するようにお願いします。それでは、諮問事項ア 静岡県資源管理方針の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項イ 特定水産資源に関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

諮問事項のイ 特定水産資源サンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。資料 2 を御覧ください。

まず、資料の構成を御説明します。1～2 ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3 ページが知事からの諮問文、4 ページが県公報告示案、5～6 ページが国からの配分通知、7、8 ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋となっております。

1 ページの概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。まず、都道府県漁獲可能量の設定について、資料 5～6 ページを御覧ください。こちらは令和 7 管理年度のサンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの本県への当初配分通知になります。サンマ、マアジ、マイワシについては、配分を現行水準と定めています。

現行水準と定めた根拠については、7 ページ上段の TAC 管理対象資源の考え方とおりで、こちらはこれまでに何度か御説明しておりますので説明を省略させていただきます。

カタクチイワシについては、7 ページ下段の新たに TAC 管理を導入する資源に考え方を示しておりますが、先ほどの議題 1 で説明がありましたとおり、TAC 管理を導入するために 3 つのステップに分けて管理を行います。その第一段階のステップ 1 の資源となります。

ステップ 1 では、国全体の総量のみが示されており、国全体総量の内数とされています。令和 7 管理年度のカタクチイワシ太平洋系群については、92,000 トンの内数となっています。

次に 1 ページへお戻りください。概要の知事管理漁獲可能量（案）について説明いたします。先ほど御説明したとおり、サンマ、マアジ、マイワシの 3 魚種について、国が現行水準と定めたことを受け、知事管理漁獲量を令和 6 管理年度と同様に表の 1～3 のとおり現行水準と定めることについて、御承認いただきたいと存じます。また、カタクチイワシについては、新たに TAC 管理の対象となることから、表 4 のとおり 92,000 トンの内数として定めることについて、御承認いただきたいと存じます。

施行の際は、4 ページの内容により県公報に告示するとともに、県 HP で公表いたします。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

ページ下部の参考「県資源管理方針の制定」については、先ほどの県方針変更の議題にて説明をしましたので省略いたします。

それでは資料 2 ページの諮問事項を御覧ください。特定水産資源のサンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第

16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、令和 7 管理年度のサンマ、マアジ、マイワシ、カタクチイワシの知事管理漁獲可能量の設定について、御審議をいただきたいと思います。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○金指委員

現時点で、どのくらい獲れているのか教えていただきたいです。

○津久井主幹

現時点の数値が手元にありませんので、後ほど回答させていただきます。

○日吉委員

サンマについてですが、ほとんどは定置で漁獲されていましたが、7 ページを見ていただくと、このように減ってしまっています。多いときは、定置網に 40 トン入って、伊豆の名物のサンマの丸干しがあったのですが、ここ十年くらい食べていないです。稲取でも名産でした。それが入っていないというのはちょっと残念です。やはり資源が減ると伊豆の食文化、お土産においても、大事なものがなくなってしまいます。漁業だけではなくて、そういう伝統食にも影響しています。

○鈴木会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたら願います。

○鈴木会長

特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項イ 特定水産

資源に関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項ウ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和 6 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山崎主任

お手元の資料 3 を御覧下さい。今回は、小型魚、大型魚の知事管理区分の数量を変更する旨の諮問をいたします。内容は留保解放と県内異業種間融通となります。

それでは資料に沿って御説明いたします。まず、資料の確認ですが、2 ページまでが諮問事項、3 ページに参考データとして 11 月 30 日時点の漁獲実績をまとめたもの、4 ページに今回の変更内容を表にしたもの、5 ページに大型魚の割当量の変更内容を抜粋したもの、6 ページに知事から海区会長にあてた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、内容は諮問事項アからカまで具体的に記載しております。最後の 7 ページには漁業法の関連条項等を抜粋したものを添付してございます。

それでは 1 ページ目の資源管理の経緯についてですが、こちらについては以前から継続して御説明しておりますので割愛いたします。

その下の資源管理にかかる近年の状況を御覧ください。くろまぐろの数量管理については、オーバーせずかつ高い消化率で管理期間を終わらせることが翌年の自県枠確保、これが繰越し処理後の再配分で、後から追加の配分を多く受けるために必要なこととなっております。特に本県のような当初数量が少ない県にとっては重要です。

これを大前提として、その下の諮問事項の説明に移ります。今回の諮問は、知事管理漁獲可能量の内訳、区分の数量変更となります。

まず、(1) 小型魚の変更のうち漁船漁業についてです。小型魚の 8 月から 11 月末までの期間別採捕量は 0.3 トン、消化率 2.3% で終了し、現在の枠は 21.3 トンとなっており残枠の余裕があります。しかし、昨今のマグロ資源の回復により昨年度は、相場があがる年末年始の 2 か月で 15 トン以上、1 日で 2 トン以上の水揚げのある日もあり、海況などの条件が整

えば残枠の消化は急に進むと予想されます。

次に定置漁業になりますが、小型魚は4か月ごとの管理期間を設けて小分けの管理をしていますが、定置漁業では8月から11月末までの期間別採捕量は0.6トンで、最終消化率は10.9%でした。この期間、マグロが捕れなかったわけではなく、定置漁業者は放流により漁獲量を抑え、その結果がこの数字になっていることを御承知おき下さい。なお、この期間の残枠を翌期間へ繰越し処理したことにより、12月から翌年3月までの漁獲枠は5.0トンとなりました。ただ、この枠があっても、ブリなどの主要漁獲対象種の水揚げが始まると、放流を続けていても管理が困難となる状況が想定されます。

それでは、小型魚の変更を表を使って説明いたしますので4ページの表を御覧下さい。表の上半分が小型魚の変更になります。現在、小型魚の留保枠は、5.5トンあります。これを0.5トン残し、漁船漁業と定置漁業に2.5トンずつ解放します。表の中央部に小型魚の留保枠5.5-5.0トンの枠があり、そこから矢印が漁船漁業と定置漁業に2.5トンずつ移行しているのがわかるかと思います。ただし、条件として期間消化率が80%に達した場合になります。これが諮問アの内容になります。

2ページ目の諮問事項にお戻り下さい。最後に、小型魚の融通制度の活用については、今年度、まだ機会がありますので、必要に応じて適宜活用したいと思います。

次に大型魚です。まず、漁船漁業等においては、はえ縄漁業で4.1トン、定置漁業においては1.2トンの漁獲実績となっております。

諮問内容について、表を使って説明しますの表の5ページの大型魚の変更についての内訳を御覧下さい。大型魚の今回の諮問内容イですが、まず、大型魚の保留枠中央部にある3.4-2.4と記載された枠を御覧下さい。諮問イでは、漁船漁業等では既に漁が始まっており枠を有効利用していけるように、大型魚の留保の一部2.4トンをはえ縄漁業に配分します。実線の矢印がはえ縄漁業の15.17トンに加算されています。

次にウについては、定置漁業に大型魚の入網があまりなかった場合を想定した処置になります。定置漁業の割当量7.25トンから点線で矢印が出ていますが、定置業界内で合意が得

られれば、残枠を2分の1ずつはえ縄漁業とひき縄漁業に移転します。エの内容は、はえ縄漁業とひき縄釣の備考欄に残枠を受け入れる内容で記載しております。

次にオの説明になります。留保枠の下に点線でαトンという枠を記載しています。これは他県からαトンの融通があった場合の想定です。近年、県外から融通に関しては期待は持てませんが、県外から譲受が成立した場合は漁業種類別に過去の実績比率で配分の上、漁船漁業等に配分する数量については、はえ縄漁業とひき縄釣漁業に1/2ずつ配分することとしたいと思います。備考欄の諮問オにその比率を記載しております。

最後にカの内容になりますが、留保枠の残りの1トンの取り扱いについてです。諮問のウとエでは、定置漁業で大型魚の漁獲が少ない場合を想定しておりますが、昨年度末に大型魚の大量入網がありましたので、今年は入網が多いのではないかと考えております。今年度も大型魚の大量入網があった場合を想定しまして、県留保枠に定置漁業分として1トンを残し、定置漁業における期間消化率が80%に達した場合には、県留保枠を定置漁業に配分したいと考えております。以上が諮問内容の説明になります。

なお、今回の諮問事項については、漁業法第16条第5項に記載の軽微な変更となりますので、農林水産大臣の承認は不要となり、本案が問題ない旨の答申が得られれば、大型魚の留保解放については速やかに公表手続をして、留保をはえ縄漁業に配分する予定です。

それでは、2ページにお戻りいただき、1番下の2諮問事項を御覧ください。小型魚と大型魚の数量変更について、漁業法第16条第5項に基づき知事管理漁獲可能量を変更したので、同条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき諮問いたします。

それでは、御審議の程よろしく申し上げます。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、小型魚は複雑になっていますが、くろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更について、御審議をいただきたいと思います。

○鈴木会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○高田委員

今後枠が増えた時の話ですが、他の漁法でも釣れるように配分してもらいたいと思います。漁業者からそういう意見が出ています。先日のマグロの会議でも言ったのですが、海域を決めてでもよいから、その他の漁業で少し枠をいただきたいと思います。

○日吉委員

高田委員がおっしゃったように、伊東市と熱海市をまたがる漁船漁業では、一匹も大型魚が釣れないです。はえ縄とジャンボがありますが、ジャンボで行っても釣れないです。要は、ジャンボではなくて、ひき縄を入れてほしいです。

○高田委員

ここにある混獲というのは、まき網の混獲だと思います。例えば、キンメをやっていて30 kg以上のマグロが掛かってくることもあると思います。そういうときに、これを盾に使われて売れなかったら困るので、他の漁法についてもしっかりと作って欲しいです。まき網の混獲だけではなくて、マグロはどうやっても釣れる。今までは、一番初めのはえ縄の枠しかなかったのが我慢していたが、増えたときには、別のところに枠を分けてやって欲しいです。

○金指委員

静岡県は漁船漁業にまき網の枠が入っていますが、他の県で聞いた話ですが、まき網と普通の漁船漁業の枠が分かれているところもあると聞きました。県内のまき網については、目的操業は避けて何年もやっていますが、たまたま混じることが怖くて仕方がないです。他の県の例をみると、三重県ではまき網の枠が別にあると聞いたので他の県も参考にして、そういうことが、この海区で話し合われてできるのであればよいと思います。目的操業はしないのですが、どうしても入ってしまうことがあって、それで枠を使うのは本当に申し訳なく思っています。

○鈴木会長

高田委員からその他の漁業という話があり、その他の漁業

が何なのかも明記していかないといけないと思いますが、一番初め、実際に八丈あたりでマグロが揚がりだ出したのは、下田のキンメ船からです。キンメ船がマグロが跳ねているということで、餌はキンメでした。キンメ漁をしていても、マグロがいれば、そのキンメを追いかけて食べる可能性もあります。でも、その他の漁業で枠がない限り、掛かっても揚げることはできないです。

枠を決めた当初は、須崎のはえ縄の3隻、4隻が頑張っていたので、ジャンボの仲間は遠慮してきたけれど、その当時から比べると枠は増えています。その枠をその仲間だけに与えてよいものか。やっぱり、みんな平等に他の漁業にも分けるのが筋だと思います。私も高田委員と同じ考えです。

○真鍋委員

金指委員のおっしゃっていた、怖くてしょうがないというのはどういう意味ですか。

○金指委員

混じって欲しくないということです。

○真鍋委員

混じってしまった場合はどうなるのですか。

○金指委員

まき網協会の決めごとがあって、メジが入った場合には次の漁は遠慮する、同じ漁場ではやらない。県の枠が何%までいったら、その海域ではやらないということを自主的に決めています。メジが入ってしまったら、サバが何トン獲れようが関係ないです。県の枠が80%までいっている中で、自分たちが200 kg以上獲ったら次の日は休むだとか、確実にマグロを獲らない努力をしています。だから、入らないことが一番で、入らなければ次の日も操業できます。入ったら次の日は操業できないです。

○真鍋委員

入ったマグロはどうなるのですか。

○金指委員

きちんと報告して、水揚しています。あまりに多いときは、網を離します。今年は1回、見た目で明らかにトンあるときに網を離しました。

○日吉委員

金指委員のおっしゃってたことは、十分分かります。資源が多くなっているわけで、マイワシを巻いたりしたら、餌だから入ってしまいます。ひき縄では、30 kg未満を釣っている人の場合、30 kg以上が掛かっても揚げることはできません。大型はジャンボとはえ縄にしか行っていないわけですから。それは、遠州灘でも起きると思います。今は、15 kgとか20 kgでも、いきなり30 kgとか45 kgになったら揚げられせん。4月から増枠されれば、今まで釣れなかった人にも枠を開放して、大型を釣らせてあげたいと思います。

定置に関しては、消化率が80%に達したら海区に諮らなくてもタイムリーに解放できます。以前は留保が解放されるには、水政審に諮って、ここにも諮らないとできなかったです。

私たち漁業者は、漁獲より放流している方が多いと思います。近年資源量が増えてしまって、去年はブリと大型マグロと一緒に来ました。ここでも話しましたが、熱海駅を降りてすぐの伊豆山の定置で、去年200 kgくらいのものが50～100本入りました。全部逃がして、1本も揚げませんでした。小型は、1年半前に伊豆山の定置で何千尾もいて、これも網を下げました。定置網の特性上、箱網を離せば魚は30分以内には出て行きます。マグロ類は非常に残りにくい魚種です。カツオ類などもそうですが、表層を泳ぐ魚は入りやすいけど出やすいです。

ある程度枠があるときは、片網に追い込んで網を下げます。そうするとマグロはある程度出ていきます。本体にも多少残りますが、枠があるときは水揚してよいので、水揚げします。また、さばすくい網で、網の外に逃がすこともしています。操業をやめる、網を落とす、さばすくい網で逃がすという、3種類が放流の方法です。この方法では、ほぼ落ちません。

話は戻りますが、80%ルールを作っていただいております。これは画期的なものだと思います。私たちが一番怖いのは、1月に入ってから、イワシやサバ、ブリが入る盛漁期にマグロが入ることです。今までは、マグロは初夏までに来るというのが続いていたのですが、周年いるようになってしまった。大型と一緒にメジが来ています。漁期の最後に積み上がるのが怖い。網漁の特性ですが、マグ

ロには来て欲しくありません。

○安間委員

遠州灘でもマグロが少し見られています。若手の漁師さんで、これから参入したいという人がいますので、枠が増えましたら、その辺を考慮して欲しいと思います。

○真鍋委員

少し教えてください。マグロについては、大きさで違いあるとは思いますが、漁場はどこですか。東北の方には行かないのですか。

○鈴木会長

あちこちです。沿岸にもいますし、島の方にもいます。静岡県船はいかないです。

○日吉委員

中には、青森に行く船もあると聞いています。本来、伊豆漁協のはえ縄は、青森が終わって魚価がよくなる1月末まで我慢します。

マグロ自体は大島にはずっといますよ。先週末もプレジャーボートがたくさんいました。

○真鍋委員

水揚げする場所はどこでもよいのですか。

○山崎主査

県船が獲っているのであれば、どこでもよいです。

○日吉委員

マグロには、いろいろ問題もあった中で、静岡県船が悪さをしないように祈りたいし、県も指導して欲しいと思います

○田口委員

先ほど、増枠したときには、今までののはえ縄と漁船漁業以外に配分することを考慮するとの話でしたが、現状どうなっているかを1回聞き取りをするのが良いと思います。本来であったら獲りたいけど漁獲枠がなく、出漁機会を無くしている人たちもいると思います。それを整理して、どの人たちを優先的に増やしてあげるとか、基準みたいなものを作らないといけないと思います。定置網も放流している状況なので、現場の意見を聞きつつ、県として整合性のとれた説明ができる基準や方針みたいなものを作った方がよいと思います。

○鈴木会長

現状だと、はえ縄とジャンボの人たちは、釣った時点でお互いに報告して水揚げ調整をしています。それを、その他の漁業という枠の中で、静岡県内のいろいろな漁業をしている方に枠を与えた場合、その辺の管理が非常に難しくなってくると思います。管理の仕方を間違えると、静岡県に与えられた枠をオーバーしてしまって、次の年の枠が減ってしまいます。その点を含めて、県の方でいろいろやってみてください。

○山崎主査

来週あたりに枠が公表されると思いますので、それを受けて、いろいろな団体に聞き取りをして意見交換の場を設けることを想定しています。

○田口委員

先ほど、若い人にもう少し配分してあげたいという意見も出ています。年齢でやるのは混乱するかもしれませんが、例えば意欲のある人など、整理ができた方が、皆さんも自分が対象であることが分かると思います。

○高田委員

静岡県のマグロを釣る人たちの協議会がありまして、そこには県も漁連も入っていきまして、そこでも、今後枠が増えた場合の話をしましたけれど、そういうところでまた話をしていかないと統制がとれなくなってしまうと思います。今の状況だと、漁獲情報が LINE で回っていて、それを見て操業をしています。

○日吉委員

定置も LINE グループに入っていて、時間単位ではないですが、1日単位では、出漁しないとか採捕停止など一応分かるようになっています

○田口委員

そういう意味でも、静岡県の方々は皆さん協調し合って、うまく配分されているので、そういう雰囲気壊さないようにやって欲しいと思います

○日吉委員

静岡県は内部の人たちが行儀がよくて、ちゃんとしています。私たち定置も、去年は留保を使わせてもらいましたが、枠が余ったときには漁船漁業に移しています。普通、漁業種類別でこのようなことはなかなか行われませんが、そうい

う協力はすごくよくできている県だと思います。

○鈴木会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、今出た意見を参考にして、新たな枠が出来た場合には、その他の漁業というところにも枠を与えるかたちで、お願いします。

このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項ウ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

続きまして、報告事項ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

御説明の前に、先ほど金指委員から御質問ございました諮問イに関する今年度の漁獲実績について御回答いたします。サンマは漁獲量は0です。マアジは1,481トンで目安数量の数値に対して271%、マイワシは5,101トンで目安数量の51%でした。御質問への回答は以上になります。

それでは、東日本ブロック会議の御説明に移らせていただきます。平成6年10月31日、11月1日に東日本ブロック会議が開催されましたので御報告いたします。鈴木会長、高田委員には、御多忙の中、御出席いただきありがとうございました。

会議の内容ですが、9月25日に開催しました本委員会において、皆様に御協議いただきました令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項の提案、令和6年度の要望活動の結果報告であり、令和7年度の要望事項について、各都道府県からの説明の後、質疑が行われました。本県からは、新規提案が3件、継続案件が4件、計7件について、鈴木会長、高田委員から御説明いただきました。

今後、内容を整理、とりまとめたものを来年度の総会に諮る予定となっております。現在、とりまとめ作業が行われて

おり、追って整理されたものが送付されましたら、改めて御報告をさせていただきます。以上でございます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

ないようでしたら、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

今年は何かトピックスはありましたか。

○津久井主幹

当然ですが、マグロに関する要望が多数ありました。プレジャーボート、特にミニボートについて、本県も継続で要望を挙げましたが、他県からも新規で出ていました。

○田口委員

未解決で課題が残っているということですね。

○津久井主幹

未解決と言いますか、現在進行形で課題が生まれており、課題の上に、さらに課題が乗っかっていて、危機感は全国共通にあるようです。

○鈴木会長

津久井さんから説明がありましたが、ミニボート、プレジャーボートの話題が増えています。毎回各地区から要望が出ますが、それに対する各官庁の回答がずっと同じです。ぱっとした回答が出てこない。だから繰り返し要望していますが、繰り返し要望するのも1つのやり方かなとも思います。ミニボートの危険な部分、プレジャーボートはマグロを含めて要望が多かったと思います。

○高田委員

自分も会議に参加させてもらいましたが、伊東は神奈川、東京に跨がる海域で、プレジャーボート、クルーザーが多くなってきています。なぜ今水産庁に言っているかという、5年、10年先に漁船漁業が少なくなったときを考えると、正直、追い出されるは漁船ではないかという心配が出てきます。彼らは道具にお金をかけているので、それなりに釣ります。そういう心配があり、遊漁船というか、プレジャーボ

ートを法的に何とかしないと、これから先に沿岸漁業者が困ると常々思っています。答えは会長のおっしゃるとおり、昨年と同じだった感じがします。

○鈴木会長

他にないようでしたら、このことについて、以上とします。続きまして、報告事項イ ひき縄釣の新たな承認制度について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

資料4を御覧下さい。ひき縄釣による水産動物の採捕についてです。まず、委員会指示とした経緯についておさらいしますと、航行の安全が確保できないこと、漁場与える影響が危惧される等の理由から、漁業調整規則で遊漁者のひき縄釣を禁止していました。

一方、海洋レジャーへの関心が高まる中、関係団体から遊漁者にひき縄釣を開放して欲しいとの要望が寄せられました。このため、県が本委員会及び水産庁と協議調整し検討した結果、平成14年3月に同規則を改正し、遊漁者のひき縄釣の規制を解除した上で、改めて、静岡海区漁業調整委員会指示により制限することとし現在に至っています。

現在の委員会指示の概要は、遊漁者のひき縄釣は原則として禁止するが、地域振興に寄与し、漁協等の地元の了解が得られた5日以内の大会であって、本委員会が承認した場合に限り大会の参加者に認めるというものです。現行指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となっています。

委員会指示の見直しについてを御覧下さい。今回、指示の内容を見直しについては、地域振興の一層の推進、海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する海業の取組を進め、漁業の持続的発展を図る。また、漁業者と遊漁者双方の理解を深め、漁業の秩序維持、漁業と遊漁の共存を図り、水産資源と海面の調和のとれた利用を促進する。これらについて、関係の皆様理解、連携により、早期に実現するためであります。

指示の概要ですが、1 委員会が指定した法人を通じて遊漁者がひき縄釣りの申請を行う。2 ひき縄釣りをを行う期間は6ヶ月とする。3 漁業協同組合との協議・同意、連絡体制の整備を内容とするものです。

詳細について御説明いたします。スキーム図を御覧下さい。まず、委員会が法人の申請に基づき、指定法人の承認を行います。指定法人の要件としてはア 指定期間中の業務の実施に必要な人員、経理的基礎、連絡体制を有していること。イ 地元の漁業協同組合の同意を得ていること。ウ 漁業法及び漁業調整規則等の法令に違反していないこと、などを考えております。

次に、ひき縄釣を行いたい遊漁者などは、この指定法人に申請を提出し、指定法人は取りまとめの上、委員会に申請します。委員会は、内容を確認した後、指定法人を通じて遊漁者を承認します。

地元漁業組合との同意については、スキーム図左上にありますように、指定法人と漁業組合の間の同意事項を確認できる同意書、協定書を作成していただき、指定法人の申請時に添付書類として提出していただきます。

制限についてを御覧下さい。3点ありますが、まず、ア ひき縄釣りを開放する区域です。これまでひき縄釣り大会が実施された区域の中で、地元の漁業協同組合との同意書等が提出されたものについて委員会が指定します。また、イ 期間については4月末～10月末までの6か月とし、その中で1回に申請できる期間を3か月とします。将来的には、過去に複数回の申請を行い、適切に実施した法人については6か月にできればと考えています。ウ 操業時間及び隻数については、水産資源へ影響が及ばないように、地元の漁業協同組合と協議の上の同意を得た内容とします。これら制限の内容、項目の追加などについて、後ほど、御協議いただきたく存じます。

3ページを御覧下さい。ひき縄釣を適正かつ秩序をもって実施していただくために、指定法人、承認者に対して条件を付したいと考えています。まず、承認者ですが、ア 法令等の研修の実施、イ 操業の安全確保、ウ 採捕実績の報告、エ 漁業者との連携、オ 水産資源の保護、カ 漁業者との協議の6件を考えています。法令等の研修の実施、操業の安全確保、採捕実績の報告については、大会開催による場合の指示の中にも規定されているものです。漁業者との連携、漁業者との協議、水産資源の保護については、当然のことではありますが、今回、長期間にわたり承認することから、指定法人とし

て、漁業者、遊漁者双方の理解、合意の下、より円滑に実施するために規定するものです。

4 ページを御覧下さい。承認者に対する条件です。ア 承認証の携帯、イ 標識旗の掲揚、ウ 操業の安全確保、エ 漁業への配慮、オ 水産資源の保護、カ 漁場管理等の取組への協力の6件です。承認証の携帯、標識旗の掲揚については、現指示にも規定があります。

また、操業の安全確保については、指定法人と同様に規定しました。漁業への配慮、漁場管理等の取組への協力、水産資源の保護については、実際にひき縄釣を行う遊漁者に適切に実施してもらうため規定するものです。

以上、説明しました内容につきましては、たたき案としてお示しするものです。規定する項目、その内容等について、委員の皆様から御意見をいただき、修正を重ねながら進めていきたいと考えておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたしますします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

どこの海域でやるか分かりませんが、マグロは資源が回復して 200kg クラスが定置網にも入網する状況にありますので、漁協だけでなく、関係する団体、定置協会にも情報共有していただきたいと思います。これは地域振興と書いてありますが、静岡海区が全国の会長をしていたときもプレジャーボートの話は出ていましたよね。しかし、残念なことに今プレジャーボートは我々と同じ土俵に上がっていません。TAC 法に縛られていない。これはキハダマグロを想定していると思いますが、残念ながらキハダと同じ道具を出せばクロマグロが釣れてしまう。クロマグロが釣れたときに一般の方がクロマグロをリリースするわけがない。たたき台とおっしゃいましたが、本当にたたき台で、中身は委員会で色んな協議していった方が良いと思います。

先週の話ですが、伊豆の飲食店の SNS にレジャーボートからキハダマグロをもらったと。肉と尾びれだけで、丸は写し

ていないですが、明らかにキハダではなくクロでした。大島には相当な数のプレジャーが来ています。皆クロマグロを釣っているわけではないと思いますが、キハダと同じ道具でクロマグロも掛かります。SNS にキハダと言ってクロマグロの写真が上がる。これが伊豆東海岸の現状です。

先ほど会長が言った漁場は八丈と三宅の間ですが、今の漁場は大島周辺へ移っています。以前のカジキしか釣れないときならよかったと思いますが、今は素人でも大型クロマグロが釣れてしまいます。法律がプレジャーボートや遊漁の人へも掛かっていない今の状況で、これを振興、推進するのではなく、法律や罰則ができてからでも遅くないと思います。

カジキの大会が非常にルールを守られているのは知っています。少し引っ掛かるのは、漁協内だけでやるのではなく、東海岸は定置網が盛んですので、定置協会にも共有して頂きたいです。

○高田委員

縄にしろ、ジャンボにしろ、漁場が重なると思います。やるのは日の出から日没までと思いますが、やるなら3時には港に入って欲しいと思います。ひき縄をやっていると分かりますが、朝のまずめがあって、日中水温によっては何も食わず、夕方になって食い出す。漁業者と同じ時間に漁をするのはいかがなものかと。また、大島か下田の港に入りますが、安全面からも3時には入ってもらう方が良いと思います。

もう一点、広調委の委員をやっていますが、新たに水産庁にお願いされてマグロ遊漁の委員もやることになりました。日吉委員の言うとおりの法が改正されて遊漁者にもルールが適用されてからならよいけど、2回か3回か広調委にマグロの遊漁の人を呼んだときも、彼らは自分たちの権利主張だけです。沿岸漁業が頑張っただけで枠が増える話になったわけで、漁業から一歩引いて話をしてくるならともかく、法整備ができてからの話だと思います。

○金指委員

今年活躍している船は遊漁が多く、内浦湾内で操業する刺し網やシラスをやる本当の漁師は、刺し網に行っても獲れないとかで、漁業者が遊漁を羨ましく思っていて、寂しい状況

です。そんな中、ある仲買が静岡県は漁業への規制が厳しすぎると言っていました。資源が増えているからマアジの漁獲枠を増やせと言うのではなくて、それ以上獲ったら休むくらいで良いですが、獲れるときに獲れるようにならないか。漁場、日にちに対する規制が何十年も前の規制のままやっている。これだけ環境が変わって、漁業者が減って苦しんでいるときに、こういった観光とか、うちの漁協もダイビングとかに力を入れて、段々と漁業がやりづらくなっている。海区委員会は資源について話をする場かもしれませんが、漁業を営む人の味方になっていただきたいと思います。

○渡邊委員

資料1 ページに遊漁者と書いてありますが、これはプレジャーボートも含まれますか。浜名湖の中にはプレジャーボートが多くあり、彼らも漁業用無線を積んでいて、自分たちの情報を聞いているので、自分たちがカツオをやっていると、その場に来てカツオを釣っている状況です。

浜名湖内には漁船、プレジャー含めて3,000 隻いて、自分たちの漁場までプレジャーボートが来ています。4月から10月までの6か月間と書いてありますが、冬場はサワラのひき縄があり、彼らはサワラの漁場にも来ます。ひき縄を規制していると言いますが、カツオの道具は彼らが買える場所に売っていて、平気で同じ場所に来て釣っています。カジキ、マグロではないですが、カツオについては浜名湖沖では規制が形骸化していて、カツオの漁場に彼らは来ています。これでお墨付きを与えること自体が、拡大解釈されて、やりたい放題やられるのではないかという危惧があります。

○鈴木会長

この件に関して、自分は話を聞いています。解放しようとする漁場は、何十年も県の許可をとってトロリング大会をしている下田沖です。メンバーも同じです。そのメンバーが今は大会でしかできないから、その期間を延ばせないかという話です。ずっとやっていますが、トラブルはありません。JGFA という団体が厳しく管理してやっていて、今回の話は規制を解除したから遊漁船なら誰でも良いという話ではなく、下田と石廊沖の静岡県海面においては許可をして、ルールを守らせてやらせれば良いのではないかという話です。終了時

間の話が高田委員から出ましたが、昨日、下田の長谷川専務と、仮に漁船が戻ってから事故があっても捜索ができないので、時間をしっかり決めないとという話はしました。地元の漁業者には既に話を通してあるとのことでした。

静岡県海面のどこでもと捉えられるかもしれませんが、今回の案としては、下田沖から石廊沖の案の話です。先ほど、マグロの話も出ましたが、もしマグロを釣った情報でもあれば、下田沖では一切トローリングはやらせないくらいの罰則も作ろうという話になっています。

○吉野振興課長

浜名の話は私も色々と聞いていましたが、実際に形骸化してしまっている部分はあって、そもそも日吉さんの言うとおりプレジャーには全く規制が掛からない。彼らは個別に動いているので、話も伝わらない状態です。その上で、このスキーム案のポイントは、認めたところはしっかり団体として管理してもらう。資料4ページの水産資源の保護の部分で、カジキ類以外の水産生物を採捕してはならないと書いていて、もし釣った場合は直ちに放流してもらうということで、逆に彼らが勝手にマグロを釣っていること自体を法人に対する罰則で抑えられるという意味があるのかなと思います。コントロールできていないものを、コントロールしていくためのツールになるのではないかと考えています。

○日吉委員

渡邊委員の危惧している部分は私も同じで、その団体がしっかりしているのは私も分かっていますが、一方で、コミュニティが狭いので、話はすぐに広まりますよね。そこを危惧しています。たたき台ということで、まだまだ協議していく必要があると思います。

○鈴木伸洋委員

まず、委員会指示の見直しの提案がありましたが、遊漁者のひき縄釣を原則禁止するという文言は削除するべきではないと思います。なぜかと言うと、遊漁法の整備、TAC法と全く整合性がとれていない中で、この文言があるから法的に遊漁者に規制が掛かるのであって、この文言がなくなったら、委員会指示の内容だけでは駄目だと思います。課長がおっしゃる意味は分かりますが、法律上の解釈として、原則禁止がな

いと全てがなし崩しになると思います。

○津久井主幹

私の説明が足りなかったですが、見直しと書いていますが、現行の枠組みは全て堅持した上で、現状、禁止を解除している漁業者と学術と大会の3つの枠組みを残したまま、新たな枠組みとして加えることを考えています。鈴木委員から御指摘のあった大本の部分は変えないということです。

○鈴木伸洋委員

そういうことですね。であるとすると、ここで議論すべきは、事務局から御提案のあった6か月の話とか、申請の仕方とか、許可対象となる団体とかということですか。

○津久井主幹

そのとおりです。これまで5日以内の大会のみとしていましたが、もう少し自由度の高いものを加える。ただし、自由度が高くなる部分は、その分だけ厳しく管理するということです。また、一番のポイントは地元の漁業者、組合と協議して同意を得たものをベースとして実施していただくということです。

○鈴木伸洋委員

であるならば、この資料では浜名湖はどうか、そういった話になってしまうので、会長からお話のあった場所などの情報を資料に載せていただいた上で、6か月の期間が資源管理の点で正しいのかとか、マグロ類を釣った後にリリースして生き残りの観点から再放流が妥当かどうかとか、そういったことを議論したいと思います。ですから、海域や条件を整理した資料で御提案し直していただきたいです。

○津久井主幹

1つ1つ丁寧に説明していれば、鈴木会長がおっしゃた部分にフォーカスできましたが、今回は頭出しということで、今回のような御説明となりました。次回以降は、もう少し細かい情報を入れ込んで、御説明させていただき、皆さんに御議論いただきたいと思います。

○鈴木伸洋委員

そうしていただかないと、日本にはしっかりとした遊漁法的なものはないですし、一方で漁業者さんはTAC法という厳しい管理をしており、その整合性もあると思います。ブロッ

ク会議でも、遊漁の話が出ているとの話でしたが、静岡県の場合は具体的なお話をいただき、私も生物学的に4月から10月の6か月の解放が妥当かなどの意見をしたいと思います。カジキは資源のことが分からないので難しいですが、クロマグロや他魚種との引っ掛かりについては、生物学的な話もできと思うので、具体的な御提案をしていただきたいと思います。

○田口委員

5日間であれば、漁船や県取締船で監視できると思いますが、6か月間ですと、いつ出漁するか分からないので監視体制が緩まってしまうのかなと思います。また、釣りあげていることを誰が監視するのかが分かりません。漁業者であれば、漁協に水揚げしてセリに出すので皆が見ていると思いますが、この場合、クーラーボックスに入れてしまえば持ち帰れてしまうと思います。誰が漁獲物を確認するのは大事な点だと思います。また、期間中であれば何本釣ってもよいのか、それとも100 kgを1本釣ったら終わりとか、そういったことも分からないので少しざるかなと思います。また、こういった魚は色んな海域を回遊すると思うので、地元の漁協が良いと言っても、隣の漁協がよいと言うかなど、色々と悩ましい部分があると思います。

確かに立派な団体がやっていると思いますが、もう少し時間をかけて議論したいと思います。もし可能であれば、参考人を呼ぶとか、そういうことをしておかないと不満がでるのではないかと、皆さんのお話を聞いていて思いました。

○鈴木会長

見張りがいないとの意見がありますが、大会ではチャーター船と言って、釣り客に頼まれた漁船が同じ漁場でやっています。もちろん普段は漁業者です。田口委員のような意見だと、物事が先に進まず、この話はなしになってしまう可能性もあります。許可を出すから誰でもよいということではなく、このグループなら任せられるから任せるのであって、他の人が入ろうとしても入れない状態を作らないといけない。とにかく、今回は初めて案が出てきて、これから意見を聞いて煮詰めていかないといけないと思うし、非常に難しい話だと思いますが、それを踏まえて、まだ御意見はあるでしょうか。

少し教えてください。遊漁者、遊漁船、プレジャーボート、漁船のチャーターと違いが分かっていないのですが。

釣りをしたいけど船を持っていない人はチャーターでやります。遊漁者と遊漁船の違いは自分もよく分からない。

遊漁者は漁船ではなくて自分で持っている船だったりして、その人たちは漁師ではなく漁協にも属していないわけですよね。漁船がチャーターされる場合は、漁船は漁協に属しているということですよね。

JGFAのような団体に入っている人もいれば、何の団体にも入らずにチャーターボートで来ている人たちもいます。それ以外に、漁船をチャーターする方々もいて、3種類くらいあると思います。

歯止めが効かないは、何の団体にも入っていない人のことですか。

そういう方は結構いて、歯止めが効かず、色んな場所でやらかしているという話を伺っています。

漁船をチャーターしている方は、その漁船の方がリミッターのようになるということですね。遊漁船というのは、漁船がお客さんに乗せることですね。

伊豆漁協の人は、その団体の方を知っているわけですね。自分たちは何の付き合いもないので、参考人に来ていただきたいという思いはあります。

それは呼べると思います。

結構大きな変更になると思うので、私たちも責任を持たないといけないと思いました。

- 伊藤事務局長 1つ補足ですが、漁業をするわけではないので水揚げはしません。ただし、勝手に持っていく人はいるかもしれないので、そういった変な人は団体に入れいない、という発想になります。基本的に獲ったものは放流することになっています。
- 日吉委員 分かりますが、とは言っても遊漁者が釣ったクロマグロと言って貰ったという件もあり、これは氷山の一角だと思います。
- 鈴木会長 では、次回の海区のときに JGFA の役員か誰かに来ていただきますか。
- 鈴木伸洋委員 その前に、先ほど私が言ったとおり、もう一度事務局には説明資料を作り直して説明をいただきたい。
- 鈴木会長 話がまとまらない状態で来てもらっても困りますね。
- 鈴木伸洋委員 まず、事務局が提案した案を我々が理解をして来ていただいた方がよいと思います。規則の条文はそのまま残した上で、ここを変えるとか、管理の方法論とか概要はこうですとか、そういった書き方をお願いしたい。
- 吉野振興課長 先に細かい部分も含めて委員の方々にお送りして、時間をとった上で、JGFA の方をお呼びするのがよいのではないですか。
- 鈴木会長 そうですね。それでは、この件については、以上でよろしいでしょうか。事務局は、皆さんの発言の内容を加味して、資料の作成をしてください。
最後に事務局から次回の開催についてお願いします。
- 鈴木主任 はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は1月31日（金）午後2時から、静岡県庁での開催を予定しております。主な議題としましては、あおりいかしば漬け網漁業の許可について、等を予定しております。よろしく願います。

○鈴木会長

次回については、1月31日（金）ということですので、よろしくをお願いします。以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。

○伊藤事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。以上で、第22期28回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。ありがとうございました。

（終了 16:40）

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和6年12月4日

議長
鈴木 精



議事録署名人
金指 治幸



議事録署名人
鈴木 伸洋



